

第10期西海市介護保険事業計画・老人福祉計画・ 認知症施策推進計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第10期西海市介護保険事業計画・老人福祉計画・認知症施策推進計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

西海市役所

4 業務内容

老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、令和9年度から令和11年度までを期間とする第10期西海市介護保険事業計画・老人福祉計画・認知症施策推進計画の策定業務を行う。計画の策定にあたっては、国・県の動向に注視し、本市の高齢者福祉及び介護保険事業の現状を把握、課題の抽出を行うことにより、本市が目指すべきビジョンを明確化し、当該ビジョン達成のための施策を企画立案する。また、計画実施期間内における高齢者人口や要介護認定者数などの推計を行ったうえで、サービス給付の見込み量を推計し、介護保険料の算定を行うことにより計画書を作成する。

あわせて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定する。

なお、本業務の実施にあたっては、国の基本指針（介護保険法第116条第1項）に即するとともに、以下に示す関係計画と整合調和を想定することとする。

- ① 西海市総合計画
- ② 西海市地域福祉計画
- ③ 関連する福祉の個別計画
- ④ 長崎県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画

(1) 現状分析、課題抽出

本市の高齢者福祉及び介護保険事業に関する各種データを基に、第9期西海市介護保険事業計画及び老人福祉計画の進捗状況を分析し、また、※各種調査の分析結果から得られる地域課題の抽出を行うことにより、本市が目指すべきビジョンを明確化し、サービス給付、保険料の水準を推計するための基礎資料を具体的に示すこととする。

※各種調査・・・調査名称、入力件数等

在宅介護実態調査	1,000件配布予定
介護予防・日常生活圏域二エズ調査	1,000件配布予定

① 各種調査の結果集計、分析

- ・本市が行った各種調査における調査票のデータ入力
- ・調査票の結果集計、分析（単純集計、クロス集計）
- ・調査結果報告書の作成

② 各種データの分析、地域課題の抽出

人口、高齢化率、認定率、サービス給付実績等のデータ及び各種調査を基に、現状を分析し、地域が抱える課題の抽出を行う。

なお、現状分析、課題抽出に必要なデータ等については、委託者から提供する。

③ 現計画の進捗状況の分析

現計画である第9期西海市介護保険事業計画及び老人福祉計画（令和6～8年度）の進捗状況の分析を行う。

（2）ビジョンの明確化、施策の企画立案

「（1）現状分析、課題抽出」で得られた本市の現状・課題から、これから本市が目指すべきビジョンについて明確化し、ビジョン達成のために必要な施策の企画立案を行う。このビジョン達成型の事業計画の作成プロセスについては、厚生労働省が示す「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」に十分留意することとする。

（3）計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

（4）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期西海市介護保険事業計画・老人福祉計画・認知症施策推進計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（5）パブリックコメントの実施支援

計画素案について、本市WEBサイト等を活用したパブリックコメントを実施する際の実施手法等の助言を行う。また、パブリックコメントで得た意見等の検討、計画素案の修正を行う。

（6）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回開催予定）の運営について、資料の作成、会議への出席、委員意見の取りまとめ、委員意見等を反映した計画案の修正及び会議要点記録の作成による支援を行う。

（7）高齢者福祉施策に係る先進事例の提供及び例規・関連法令の情報提供

今後の計画策定に伴う施策を検討する際の資料とするため、全国自治体の特色ある福祉施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を少なくとも 20 件以上提供し、冊子としてもまとめること

また、福祉全般の関連法令の改正に伴う例規（条例、規則・規程・要綱等）について、関連法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備・解説など、本市に必要となる情報提供を随時行うものとする。

5 成果品

（１）成果品の提出

- ① 計画書（４色、140 頁程度）A４判（A３判折込み４頁以内を含む）：150 部
- ② 計画書抜粋版電子データ（10 頁程度、議会説明等で使用することを想定）
- ③ 関連施策先進事例冊子：１部
- ④ 例規整備及び関連法令の資料：１部
- ③ 上記①と②の電子データ（Word、PDF データを CD-R0M 等の記録媒体に格納）：一式

（２）納品場所：西海市役所 長寿介護課

6 その他

- （１）委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- （２）業務遂行に関しては、本市の独自性を考慮し、特色ある計画となるよう配慮するとともに、本市と緊密な連携を保ち策定作業を円滑に進めるため、県内に常駐する一名以上の職員を配置するものとする。
- （３）業務遂行に関する本市との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じ月 1 回程度は行うこととし、本市の要請に対し迅速に対応するものとする。
- （４）業務遂行にあたり個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩のないような実施体制を整えること。また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果は全て本市に帰属するものとし、業務終了後もみだりに公表してはならない。
- （５）業務遂行に必要な資料等の収集は、本市と受託者が協力し行うものとし、両者間の資料の受け渡しは、紛失等に細心の注意を払い行うものとする。
- （６）成果品の作成については、本市と協議のうえ実施するものとする。
- （７）当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と受託者が協議のうえ、本業務内容を変更することができる。
- （８）本仕様書に定めのない事柄については、本市と受託者が協議のうえ、本市の指示に従うものとする。